

第1問(配点50点)

以下の文章をよく読んで、末尾の問に答えなさい。

暴走族の総長である甲は、古くからの子分である乙と、新入りの丙に対して、親が金持ちである高校生Aから現金を脅し取るように唆したが、その際に、「シロウト相手に絶対に暴力をふるってはならない。また現金だけをカツアゲし、品物には絶対に手をつけないこと。なぜなら品物は転売するとアシがつくし、分配にも困るからだ」と命じた。

乙と丙は、甲の指示にしたがって、Aが通う高校の正門付近で待ち伏せし、Aとおぼしき学生に声をかけて、人目のつかない、体育館の裏にその学生を連れ込んだ。

ところが、この学生は、Aではなく、それに顔かたちが似た別人のBであり、徒歩で通学していたため、現金をもっていなかった。しかし、乙と丙はそれに気がつかず、「おい、金もっているだろう」などと脅したものの、Bは「財布をもっていない」と言い張るので、苛立った丙が、Bを数回殴り、Bはその場に倒れた。そして丙はBが高級腕時計をしているのに気がつき、「兄貴、こんないい時計をしてますぜ」といって、Bの首を締め上げながらBから時計を奪った。

乙は、甲の指示もあり、丙が暴力をふるってまで腕時計を奪ったことは内心こまったことになったなと思ったものの、丙からそれを受け取って、よくみると、以前から自分が欲しかったタイプの腕時計だったので、これ以上締め上げてもBは金を持っていなさそうだし、腕時計を転売するならばアシがつくことがありうるが、自分で使う分にはいいだろうと考えて、「そうか、これは俺が使う。だが甲には内緒だぞ」と丙にいい、その場を立ち去ろうとした。

ところが、Bが「その時計だけは持っていかなくてくれ」と何度も哀願し、丙は、どうせその時計が自分のものにならないし、気の毒にもなったので、「あそこまでいうのだから返してやりましょうよ」と申し向けたので、乙も「それもそうだな」といって、Bのそばの地面に投げ返した。その時、高校の教師らが騒ぎに気がついて体育館の裏に近づいてくる気配がしたので、いち早く丙は現場を逃走した。乙も引き続いて逃げようと背を向けた途端、Bが、背後から隠し持っていたナイフを取り出して、切りつけてきたので、それをふりむきざまに受け止めて、ナイフを奪い返し、Bに切りつけて全治1ヶ月の傷害を負わせ、また、「せっかく返してやったのに何だよ」といって、そばに転がっていた腕時計を取って逃げ去った。

上記の場合について、甲、乙、丙の罪責を論ぜよ。

特別法違反の罪は、これを問わない。

第2問（配点50点）

次の事例1および裁判所の判示2について、下記の問に答えなさい。

1. 被告人Xは、不正に入手したA名義の国民健康保険被保険者証を用いてA名義の預金口座を開設し、これに伴って預金通帳を取得しようとの意図の下に、B銀行本店において、「口座開設のお客さま用新規申込書」にAの氏名・住所等の事項を記載したうえ、これが真正に成立し、かつ自己がA本人であるかのように装って、この申込書、上記国民健康保険被保険者証、およびAと刻した印鑑を、共に銀行窓口係員Cに提出し、同係員らをその旨誤信させ、同係員CからA名義の貯蓄総合口座通帳1冊を受領した。
2. 上記の事件の公訴を受けた裁判所は、「預金通帳は、預金口座開設に伴い当然に交付される証明書類似の書類にすぎず、銀行との関係においては独立して財産的価値を問題にすべきものとはいえないところ、他人名義による預金口座開設の利益は、詐欺罪の予定する利益の定形性を欠くから、それに伴う預金通帳の取得も、刑法246条1項の詐欺罪を構成しない。」と判示した。

問（1）上記2の裁判所の判示につき論評を加えつつ、上記事例1における被告人Xの各行為の罪責について論じなさい。

問（2）上記事例1において、銀行窓口係員Cが、XにA名義の通帳を交付しようとしないので、Xが、Cの手元にある同通帳を、その一瞬の隙を狙って奪取して持ち去った場合には、Xの罪責はどうか。この点についても、論じなさい。

なお、特別法違反の罪は、これを問わない。